(d)　「実施機関」とは、次条に掲げる制度の実施に責任を有するいずれか一方の締約国の保険機関（その連合組織を含む。）をいう。

(e)　「給付」とは、いずれか一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2　この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条

この協定は、

1　イタリア共和国については、

(a)　次のイタリア共和国の年金制度について適用する。

(i)　被用者の障害年金、老齢年金及び遺族年金に関する一般強制保険

(ii)　自営業者に関する一般強制保険の特別制度

(iii)　一般強制保険の分離制度

(iv)　(i)に規定する一般強制保険を代替し、及び除外する保険制度

ただし、この協定は、専ら又は部分的に国庫を財源とする無拠出制の給付については、適用しないものとし、また、この協定の適用上、第十三条の規定は、この(a)に掲げるイタリア共和国の年金制度については、適用しない。

(b)　非自発的失業に対する保険制度について適用する。

ただし、この協定の適用上、第五条から第七条まで、第九条2、第十一条、第十八条、第十九条及び第二十一条の規定は、この(b)に規定するイタリア共和国の制度については、適用しない。

2　日本国については、

(a)　次の日本国の年金制度について適用する。

(i)　国民年金（国民年金基金を除く。）

(ii)　厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(iii)　国家公務員共済年金

(iv)　地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(v)　私立学校教職員共済年金

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めないものとし、また、第十三条の規定は、この(a)に掲げる日本国の年金制度については、適用しない。

(b)　失業等給付に関する日本国の雇用保険制度について適用する。

ただし、この協定の適用上、第五条から第七条まで、第九条2、第十一条、第十八条、第十九条及び第二十一条の規定は、この(b)に規定する日本国の制度については、適用しない。

第三条

この協定は、いずれか一方の締約国の法令の適用を受けているか、又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者について適用する。

第四条

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であって一方の締約国の領域内に居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

第五条

1　一方の締約国の領域外に居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に住所を有することを要件として定めた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

2　一方の締約国の法令による給付は、第三国の領域内に居住する他方の締約国の国民に対しては、当該第三国の領域内に居住する当該一方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

第六条

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条

1　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2　1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

3　1の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていた者が、その後、当該雇用者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合にも適用される。

4　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国の領域内において自営業者として就労する者が、一時的に他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

5　4に規定する他方の締約国の領域内における自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対して4に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

第八条

ある者が一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば当該者について両締約国の法令が適用されることとなる場合には、当該者について、当該一方の締約国の法令のみを適用する。ただし、当該者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用され、かつ、当該他方の締約国の領域内に居住する場合には、当該者について、当該他方の締約国の法令のみを適用する。

第九条

1　この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2　1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条

両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から第八条まで、前条2及び第十三条の規定の例外を認めることについて合意することができる。